

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- 〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について  
以下の項目については、市町村が規定する。  
各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 59単位	59	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 119単位	119	1日につき
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき
A6	1123 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	-18
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2 36単位減算	-36	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 4単位減算	-4	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2 4単位減算	-4	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	-18
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2 36単位減算	-36	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 4単位減算	-4	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2 4単位減算	-4	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752	
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94
A6	5612 通所型独自送迎減算		事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47
A6	5010 通所型独自生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	テ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		事業対象者・要支援2 176単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2 144単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2 48単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40	1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ク 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 76/1000 加算		
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 79/1000 加算		
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 74/1000 加算		
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 65/1000 加算		
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 63/1000 加算		
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 56/1000 加算		
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 69/1000 加算		
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ		(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ		(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ		(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 44/1000 加算		
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ		(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 33/1000 加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算		

## 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援1	59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

## 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援1	59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。